

## 大東市と一般社団法人公民連携事業機構との連携に関する包括協定書

### (前文)

昨今の加速度的な人口減少・少子高齢化により、社会保障費の増大や、高度成長期に整備された公共施設やインフラの更新費の増大など、支出が増えていく一方で、人口構造の大きな変化に伴う、税収の減少が見込まれ、地方自治体の経営は益々厳しく、将来の財政状況の見通しは、非常に危機的な状況にある。将来にわたって、豊かで幸せな市民生活を実現するためには、固定観念から脱却し、これまでの手法を大胆に転換する必要がある。

このような認識のもと、大東市においては、都市経営課題の解決に向け、今まで培ってきた文化や暮らしの中から価値を見出し、公民連携による公営・民間住宅再編の新しい形の実現に向けた取組や公民連携に関する条例の制定等により「稼ぐ公民連携」の実現を目指している。

一方、一般社団法人公民連携事業機構においては、補助金既存への悪循環を払拭し、自ら民間主導による公民連携まちづくりの実践者となった有志が集まり、様々な公民連携の手法を伝授するスクールを主催するなど、「稼ぐ公民連携」の普及を目指している。

今後、住み心地のよいまちを実現させるためには、ひとりひとりがまちに対する「想い」を持ち、公共精神と経営視点を備える人を増やすことが重要である。

ここに大東市と一般社団法人公民連携事業機構は、地域における公民連携の普及について、共通の課題解決と目的遂行のため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大東市と一般社団法人公民連携事業機構が包括的な連携のもと、稼ぐ公民連携事業の分野で相互に協力し、相互の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### (協力事項)

第2条 大東市と一般社団法人公民連携事業機構は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 稼ぐ公民連携の実施の中で生じた課題等について、改善に向けたアドバイスやノウハウなどの情報共有
- (2) 稼ぐ公民連携の普及啓発活動および両者の取組の相互PR
- (3) 稼ぐ公民連携の推進に資する国等への要望活動
- (4) その他目的を達成するため必要と認める事項

### (期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2カ月前までに、大東市または一般社団法人公民連携事業機構のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、大東市と一般社団法人公民連携事業機構が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年 9月27日

大東市谷川一丁目1番1号

大東市

大東市長

東 吸 浩 一



東京都品川区大崎2丁目4番6号

一般社団法人公民連携事業機構

代表理事

清 水 義 次

